

## 学生交流取扱要項

(平成16年4月1日学長決裁)

[令和6年1月9日最終改正]

(趣旨)

- 1 この要項は、学則（平成16年島大学則第2号、以下「学則」という。）第32条第3項、第33条第3項、第44条第3項及び第62条第2項の規定に基づき、島根大学（以下「本学」という。）における他の大学又は短期大学における授業科目の履修等、大学以外の教育施設等における学修、留学及び特別聴講学生の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

- 2 学生が他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）の授業科目を履修しようとするときは、次に掲げる書類を所属学部長に提出し、学長の許可を得なければならない。

- 一 他の大学又は短期大学の授業科目の履修願書（別紙様式第1号）

- 二 その他所属学部が必要とする書類

(大学以外の教育施設等における学修)

- 3 学生が大学以外の教育施設等において学修しようとするときは、次に掲げる書類を所属学部長に提出し、学長の許可を得なければならない。

- 一 大学以外の教育施設等における学修願書（別紙様式第2号）

- 二 その他所属学部が必要とする書類

(留学)

- 4 学生が外国の大学又は短期大学に留学しようとするときは、次に掲げる書類を所属学部長に提出し、学長の許可を得なければならない。

- 一 留学願書（別紙様式第3号）

- 二 健康診断書（別紙様式第4号）

- 三 留学希望大学等の属する国における使用言語についての語学能力を証明する書類

- 四 指導教員等の推薦書

- 五 留学希望大学等の同意書

- 六 その他所属学部が必要とする書類

(休学期間中における外国の大学又は短期大学の授業科目の履修)

- 5 学生が休学期間中において外国の大学又は短期大学の授業科目を履修しようとするときは、学則第39条の規定による休学の願出に併せて、次に掲げる書類を所属学部長に提出し、学長の許可を得なければならない。

- 一 休学期間中における外国の大学又は短期大学の授業科目の履修願書（別紙様式第5号）

- 二 健康診断書（別紙様式第4号）

- 三 履修希望大学等の属する国における使用言語についての語学能力を証明する書類

- 四 指導教員等の推薦書

五 履修希望大学等の同意書

六 その他所属学部が必要とする書類

- 6 本学が教育上有益と認めるときは、学則第32条第1項の規定を準用し、学生が前項により履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(特別聴講学生の入学許可)

- 7 他の大学、短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）又は高等専門学校（以下「大学等」という。）の学生が本学の授業科目を履修しようとするときは、次に掲げる書類を当該授業科目を開設する学部の学部長に提出し、学長の許可を得なければならない。ただし、国内からの特別聴講学生の志願にあつては、第2号から第5号までの提出書類を省略することができる。

一 特別聴講学生願書（別紙様式第6号）

二 所属する学部の長等の推薦書

三 履歴書

四 健康診断書（別紙様式第4号）

五 学業成績証明書

六 その他受入れ学部が必要とする書類

(特別聴講学生の入学許可書の交付等)

- 8 学長は、前項の許可をしたときは、入学許可書（別紙様式第7号）を交付するとともに、当該大学等の長にその旨通知するものとする。

- 9 特別聴講学生が所定の授業科目の履修を終了したときは、本人の希望により成績証明書を交付することができる。

(特別聴講学生の退学等)

- 10 特別聴講学生が退学しようとするときは、特別聴講学生退学願（別紙様式第8号）を所属大学等の長を経て提出し、学長の許可を得なければならない。

- 11 学長は、前項の許可をしたときは、所属大学等の長にその旨通知するものとする。

(単位の認定)

- 12 学生は、第2項から第5項までの規定により、他の大学等で修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとして認定を受けようとするときは、次に掲げる書類により所属学部長に願い出なければならない。

一 単位認定願書（別紙様式第9号）

二 学業成績証明書又は単位修得証明書

三 その他所属学部が必要とする書類

- 13 前項の願い出を受けた学部長は、教育上有益と認めるときは、全学基礎教育科目（ユニバーサル科目群のうち外国語を除く。）については大学教育センター長、ユニバーサル科目群のうち外国語については外国語教育センター長、専門教育科目については当該授業科目を開設する学科の学科長又は専攻主任（以下「学科長等」という。）及び教育学部附属教師教育研究センターが開講する科目については教育学部附属教師教育研究センター長に協議しなければならない。

1 4 大学教育センター長、外国語教育センター長、教育学部附属教師教育研究センター長及び学科長等は、前項の協議があったときは、他の大学等で履修した授業科目が本学で開設する授業科目と授業内容が同一であるかどうかについて審査するものとする。この場合、必要があれば面接及び口頭試問等を行うことができる。

1 5 学部長は、前項の審査に基づき教授会の議を経て単位の認定を行うものとする。

1 6 学部長は、前項により単位の認定を行ったときは、当該学生に単位認定書（別紙様式第10号）を交付するものとする。

（外国人特別聴講学生）

1 7 外国人留学生が特別聴講学生として本学の授業科目を履修しようとするときは、第7項第1号及び第2号に定める提出書類に替えて外国人特別聴講学生願書（別紙様式第11号）及び所属している外国の大学又は短期大学の長等の推薦書を、当該授業科目を開設する学部の学部長に提出するものとする。

（外国人特別聴講学生の入学許可）

1 8 学長は、前項に定める手続きを完了した者に入学を許可する。

（大学院の特別聴講学生）

1 9 大学院の特別聴講学生の受入れに当たっては、本要項を準用する。

（準用）

2 0 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、学則、大学院学則及び本学関係諸規則等を準用する。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から実施する。

附 則（平成17年3月10日一部改正）

この要項は、平成17年3月10日から実施し、平成16年12月22日から適用する。

附 則（平成19年2月14日一部改正）

この要項は、平成19年2月14日から実施し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成25年3月19日一部改正）

1 この要項は、平成25年4月1日から実施し、平成24年4月1日から適用する。

2 平成23年度以前に入学した学生（当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学した者を含む）及び平成24年度に生物資源科学部以外の学部に入学者（当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学した者を含む）については、この要項による改正後の島根大学学生交流取扱要項第13項及び第14項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月21日一部改正）

この要項は、平成29年4月1日から実施する。

附 則（平成31年3月26日一部改正）

この要項は、平成31年4月1日から実施する。

附 則（令和元年5月31日一部改正）

この要項は、令和元年5月31日から実施し、令和元年5月1日から適用する。

附 則（令和元年9月30日一部改正）

この要項は、令和元年9月30日から実施し、令和元年7月1日から適用する。

附 則（令和3年3月8日一部改正）

この要項は、令和3年4月1日から実施する。

附 則（令和6年1月9日一部改正）

- 1 この要項は、令和6年4月1日から実施する。
- 2 令和5年度以前に入学した学生（当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学した者を含む。）については、改正後のこの要項第13項の規定にかかわらず、なお従前の例による。